

平成25年（ワ）第696号 原発再稼働禁止及び運転差し止め請求事件

原告 辻義則 外56名

被告 関西電力株式会社

## 訴訟の進行についての意見書

成27年12月9日

大津地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井戸謙一

同 菅 充行

同 高橋典明

同 吉川 実

同 加納雄二

同 田島義久

同 崔 信義

同 定岡由紀子

同 永芳 明

同 藤木達郎

同 渡 辺 輝 人

同 高 橋 陽 一

同 関 根 良 平

同 森 内 彩 子

同 杉 田 哲 明

同 石 川 賢 治

同 向 川 さゆり

同 石 田 達 也

同 稲 田 ますみ

弁護士井戸謙一復代理人

同 河 合 弘 之

同 甫 守 一 樹

今後の訴訟の進行について、原告らとしての意見を申し述べます。

- 1 本訴は、平成25年12月24日に提訴し、はや2年が経過しようとしている。

その間、原告らは、訴状で原告らの主張を基礎づける基本的な内容を詳細に主張し、更に、13通の準備書面を提出して各論点につき主張を深めてきた。

これに対し、被告は、答弁書で請求の趣旨に対する答弁と「本件各発電所の必要性」を述べ、平成26年6月30日付準備書面(1)において、請求原因に対する認否を行った。更に、被告は準備書面(2)～(10)まで提出しているが、被告の主張は、原告らの主張に対して積極的に反論して争点を明らかにするといった内容ではない。これらの主張を見ても、原告らが原発の安全上問題であると具体的に主張する各論点に対し正面から議論するといった姿勢がほとんど見られない。原告らの主張に対する被告の主張がかみ合っていないと、本年9月29日弁論期日において、裁判長が指摘したとおりである。

原告らは、これらの訴訟の現状を踏まえ、これまでの原告らと被告の主張の要旨を一覧表に纏めた(別紙主張一覧表)。この一覧表の黄色に色づけた部分は、原告らが本件訴訟において重要であるとして指摘した論点について、何らかの主張があるべき箇所であり、グレーに色づけされた部分は、原告らの主張に対し、被告の主張がなされてはいるがかみ合っていない箇所である。

以下具体的に、その内容について敷衍して述べる。

- 2 原告らが問題にしている新規性基準の不合理性に関する主張について、添付一覧表で明らかなように、被告の主張と訴訟態度は重大な問題を孕んでいることをまず指摘したい。具体的には、

- (1) 第1に、そもそも新規性基準の問題点として原告らが主張している、立地審査指針が適用されない結果、福島第一原発事故を踏まえた立地審査がなされないことについて、一部主張はあるもののほぼ具体的な反論はなされていない点である。原告らは、立地審査指針が欠如している以上、新規性基準は、周辺公衆の放射線被害を防止することは何ら保証されていないとし、それが重大な欠陥であると主張しているのであるから、被告が原発を安全であると考えてるのであれば、明確に反論するべきである。

また、「重大事故」、「仮想事故」を同義反復し立地不適合の原発を容認したという根本的な誤りが放置されている点、「被居住区域」・「低人口地域」の範囲に関する考え方及び運用が明らかに誤りであることが明らかになったにもかかわらず、立地評価の想定事象の見直しは一切盛り込まれず、安全評価指針の見直し・組入がなされていないという原告らの主張に対し、被告は正面から主張するべきである。

(2) 第2に、立地審査をしない点について、被告がわずかに主張する内容を見ると、「本件各発電所においては、地震、津波等の自然的立地条件の適切な想定の下、『安全上重要な設備』の共通要因故障が防止されるのであり、福島第一原発事故と同様の事故が生じることはまず考えられない」との内容であり、極めて杜撰な主張といわざるを得ない点である。「まず考えられない」という主張は必ずしもその意味が明らかではないが、福島第一原発の事故と同様の事故は起こらないと否定しているとも理解できる。仮にそのような主張であるのであれば、その理由とする「地震、津波等の自然的立地条件の適切な想定」が何なのか、その内容が具体的に示されなければならないが、その内容は主張されていない。また、この表現からは一般的に原発事故が起こる可能性を認めているとも理解でき、福島第一原発事故の規模には至らない事故は起こる可能性を認めているとも理解できる。いずれにしても、その主張自体から、被告が福島原発事故を踏まえて原発の安全性を確保しようという姿勢は微塵も感じられない。被告は、立地審査をしないまま原発を再稼働させることに対し、再稼働の姿勢を崩さないのであれば、安全であることを明確にかつ具体的に主張しなければならない。

(3) 第3に、新規制基準には安全評価指針の見直し、組入がなされていないことについて、被告は何ら主張していない点である。福島第一原発事故の教訓からすれば、原子炉等規制法で定められた重大事故(炉心の著しい損傷事象)を対象とするように想定事象を見直すことが必要不可欠であるにもかかわらず、新規制基準では安全評価審査指針の致命的な欠陥が放置されたままである。この状態で再稼働を目指すのであれば、事故の際にどのように安全が保たれるのか被告は明確に主張しなければならない。

原告らは、安全設計の評価に関しても、単一故障の仮定をとっていること、設計基準事故の原因として、内部事象だけを想定し、自然現象あるいは外部からの人為事象は想定外とされていることといった致命的欠陥が放置されている、従って、新規制基準の下での再稼働は危険であると指摘する点について、被告は、自然現象や外部からの人為事象は安全設計指針に規定され、その考慮は、設置許可基準に規定されると主張するのみである。原告らの主張に対し正面から明確な主張をするべきである。

(4) 第4に、新規制基準は、シビアアクシデント対策という点でも不十分であるとの原告らの主張、とりわけフィルター・ベント設置にラプチャー・ディスクの設置を義務付ける内容となっていないこと、バックフィット制度の導入があるにもかかわらず、一部の設備について5年の猶予期間が設定されたことの問題点について、被告は何ら主張をしていない点である。

新規制基準では、フィルター・ベントは事故で炉心の著しい損傷が発生したときに備えた重要な設備であると位置づけられているが、ラプチャー・ディスク(破裂板)は異常時にそのベント弁の「開」操作が不要となるものであり、その設置により安全性が向上するというものである。福島第一原発事故ではベント弁の解放作業に困難を来したのであり、その教訓からするとラ

プチャー・ディスクの設置の義務付がないことは、新規制基準の大きな欠陥である。被告は、かかる原告らの主張に対し、ラプチャー・ディスクの義務付けがないこと、更に言えばラプチャー・ディスクを設置しなくても安全が確保されるのか否かについて、原発を再稼働させる姿勢を崩さないのであれば、明確に主張するべきである。

バックフィット制度の導入についての一部設備について5年の猶予期間が設置された点についても、猶予期間内に再稼働をする意思であるならば、5年間の猶予期間内は安全がどのように確保されるのか、いつ特定重大事故等対処施設の設置をするのか、明確に主張し説明するべきである。

- (5) 第5に、地盤・地震・津波に係る新規制基準は不十分であるとの主張について、被告は認否はしたものの、何の具体的な反論をしていない点である。言うまでもなく、福島第一原発事故による被害は、地震と津波によるものである。添付一覧表に要約したとおり原告らは、わずか17年間の地震のデータを用いていること、残余のリスク概念が欠落していること、耐震重要施設を設置すべきでない地盤を「露頭」した断層等のある地震に限定していること、活断層の定義が狭きに失していること、基準地震動及び耐震設計方針並びに基準津波及び耐震津波設計方針の規定が抽象的に過ぎることという重要な問題点を指摘しているが、これらの点について被告は一切主張をしていない。福島第一原発事故の教訓からすれば、これらの論点は避けて通れないものである。地震、津波との関係での被告の主張は不可欠であり、具体的に反論するべきである。
- (6) 第6に、新規制基準ではバックフィット規定が設けられたものの、規則やその解釈でその適用がなされないこととされているが、この点被告は何の主張をしていない点である。規則や解釈で適用されないこととされた結果、最も安全性が要求される設計基準対象施設内の機器・構造物についてバックフィット規定が適用されないこととなってしまう。新規制基準で設けられたバックフィット規定が骨抜きとされていることで、原子炉の安全性は確保できるのか、被告は、設計基準対象施設内の機器・構造物の安全性について明確にかつ具体的に主張するべきである。
- (7) 第7に、第5層（原発施設外での緊急時対応）の欠落した新規制基準は、事故時に付近住民の命を守ることができないとの原告らの主張に対し、被告は一切具体的な反論をしていない点である。5層の防護の考え方は、原発事故は起こり得ることを前提としており、IAEAのみならずEURの基準でも必要不可欠の基準となっており、米国では十分な緊急時計画が運転許可要件となっている。これに対し我が国の新規制基準には5層の防護が組み入れられていないだけでなく、地域防災計画自体も、原発の安全性と切り離されて組み立てられており、それ自体の内容も原発事故が発生したときには、迅速に安全に避難できると言ったものとは全く評価できないものである。福島第一原発事故の被害の現状を踏まえ、原発事故が発生したときに備えた避難計画の検証は、原発を安全に稼働させる責任を負う被告の責務である。被

告が再稼働を進める意向であるならば、避難計画は行政に任せあずかり知らぬと言った態度は許されない。5層の防護、避難計画について被告は明確に主張すべきである。

更に、原発の運転には公益性が皆無であるという原告らの主張に対し、何らの主張をしないことは原発を再稼働する電力会社としての社会的な責任の放棄とも言えるのであるから、この点も具体的に主張すべきである。

(8) 以上、原発の安全性についての新規制基準の問題点とこれに対する被告の主張について述べた。上記の具体的な指摘は、添付一覧表の黄色に色づけした論点について敷衍したものである。

被告は、法廷において新規制基準が原発の安全性を担保するものであるという主張をしているものではないと述べている。その真意は必ずしも明らかではないが、新規制基準が原発の安全性を担保はしていないが、新規制基準に適合するのであれば再稼働はできるという趣旨であるならば、安全性を担保されない原発の再稼働を認めることとなる。そのような趣旨であればそのように明確に主張しなければならない。また、仮に、新規制基準は原発の安全性を担保するものではないが、再稼働しても本訴の対象となっている原発は安全性に問題がない、万が一の事故にも対応できるとの趣旨であれば、原告らが挙げた各論点について安全であるという主張を具体的にしなければならぬ。被告が、原発の安全性について、何らの主張をしないことはいずれにしても許されるものではない。

3 各原発に共通する危険性として原告らは、①地震、②津波、③土砂災害・深層崩壊、④テロ、⑤使用済み燃料ピットの危険性、⑥老朽化、⑦汚染水問題を取り上げて、原発の再稼働は危険であると主張している。

これらは、原発事故の要因として極めて重要な論点である。福島第一原発事故の経過を見るならば、①地震、②津波、⑤使用済み燃料ピットの危険性、⑥老朽化、⑦汚染水問題は重要である。また、本件原発との関係では、③土砂災害・深層崩壊は、本件原発の設置されている場所の地形等から見て重要な論点である。更に、近時の政治情勢からすると④テロに対する備えは避けて通れない問題であると言える。

(1) 地震について

第1に、地震の論点の「震源を特定して策定する地震動」（応答スペクトルによる手法）についての被告の主張は、わずかに耐専式の内容を説明するのみで、この手法の前提となっている松田式を含め、基準地震動の策定にあたって平均像で良しとする点で極めて根本的かつ重大な誤りであるという原告らの主張に対する反論が欠落している。当然に主張されるべき論点である。

第2に、地震の論点の「震源を特定して策定する地震動」（断層モデルによる手法）について、ア 断層破壊面積の算定について断層面を長方形として断層破壊面積を求める手法は誤差が大きいこと、イ 地震モーメントを求

める入倉の式は基礎データに大きなばらつきがあり、他の式に比べ極端に小さな結果をもたらすことから原発の耐震設計に入倉式を採用するのは不適当であること、ウ 平均応力降下量の設定について、被告は63.4kmのF O - A ~ F O - B ~ 熊川断層で、3.1MPaで固定してしまっているのは安易であること、エ アスペリティの総面積の設定を被告は断層破壊面積の22%とするが、データは大きなばらつきを示していることから被告の設定は原発の耐震設計上での安全は確保されないこと、オ アスペリティの応力降下量の設定について、被告は平均応力降下量にアスペリティの面積比の逆数をかけてアスペリティの応力降下量としているが、観測結果によれば、アスペリティの応力降下量は一様ではないこと、総じて、断層モデルによる手法はおおよそ過去最大の地震動を求めるものになっておらず、著しい過小評価となっているという原告らの主張に対し被告は何ら反論の主張をしていない。地震に対する安全性を被告はどのように考えているのであろうか。明確に反論するべきである。

第3に、「震源を特定せず策定する地震動」の論点のうち、ア 加藤他の応答スペクトルは、規模の大きい地震を根拠なく対象データから除外していること、観測記録が少ないこと等の問題点があること、エ 最大地震動を2000ガルとしたJNES報告書(甲全59号証)の検討結果を取り入れるべきこと、オ Mj6.5の横ずれ断層が活動した場合の地震動は最大1340.6ガルとしたJNES報告書(甲全181号証)の検討結果を取り入れるべきこと等の、原告らの主張に対する被告の反論はなされていない。被告はこれらの点について主張するべきである。

第4に、基準地震動は全てのスペクトルを包絡した線として定めるべきであるという原告らの主張に対する被告の主張がないが、反論するべきである。

第5に、添付一覧表記載のとおり、高浜原発、大飯原発についてそれぞれ個別に地震についての問題点を指摘したが、何らの反論もなされていない。

何度も述べたとおり、福島第一原発事故の惨事は地震がその大きな要因となっている。本件原発でも地震についての原告らの主張に対し、明確な反論がなされ、その安全性が議論されねばならないことは当然のことである。

## (2) 津波、土砂災害・深層崩壊、汚染水問題

津波について原告らは、審査ガイドの水準を満たさないこと、また、高浜原発の防潮堤の問題点を指摘しているが、被告の反論はなされていない。

土砂災害については、それにより原子炉建屋等に影響が生じる可能性があることを原告らは主張しているが、これに対する主張がなされていない。

深層崩壊については、各原発の地形からその危険性を原告らは指摘するが、被告は、各原発の構内等にヘリポート用地を確保しているという極めて杜撰な主張をしているのみである。

また、各論的に、土砂災害について、大飯原発、高浜原発、美浜原発の各

原発毎にその問題点を指摘し、深層崩壊について、大飯原発、高浜原発、美浜原発についてそれぞれその危険性を指摘しているが、被告からは何らの反論もなされない状況である。汚染水問題についても総論的にまた各論的に原告らは主張しているが被告からの何らの主張もなされていない。

原発の老朽化にていては、脆性遷移温度の上昇により原子炉は緊急冷却できない進退両難の状態に陥る等原告らは主張するが、被告は、脆性遷移温度のみを持って危険と言うことはできないとし、原子炉は完全な変形能力を失わないと主張するが、何ら具体的な内容をしていない不十分な主張である。

被告はこれらの点について原発の安全性に問題がないというのであれば、その内容を具体的に主張し反論しなければならない。

### (3) 各原発固有の危険性

原告らは、上述した原発一般の危険性について論じると共に各原発固有の危険性として、いくつかの問題点を指摘している。

第1に、脆性遷移温度について、高浜原発1号機が95度、美浜一号機が81度、美浜2号機が78度、大飯2号機が70度まで上昇しており、本来あるべき強度を保っていないために極めて危険であるとの原告らの主張（訴状73頁）に対し、被告は、これらの数値について認めながら、その安全性について「知らないし争う」としている（被告準備書面（1）50～51頁）。そもそも、その数値を認めるのであるならその数値の評価として安全であるか否かは反論しなければならない。老朽化に関わる論点は、原発の安全性に直結する論点であり、具体的な反論のないことは許されない。

第2に、大飯原発1、2号機は圧力抑制方式としてアイスコンデンサー方式を採用するが、その欠陥について訴状98頁以下に詳述しているが、これについて被告の反論はない点である。アイスコンデンサー方式における安全確保の方法の最も重大な欠陥は氷による上記の強制冷却による減圧が奏功しなかった場合の多重防護が欠落している点である。すなわち、高温高圧蒸気に長時間暴露された場合に格納容器が破損する危険、水素爆発による格納容器破損の危険が極めて高い。この具体的な危険に対し、被告がその反論をしないことは許されない。

第3に、大飯原発敷地内には「F-6破砕帯」以外にも破砕帯が存在すること、美浜原発3号機直下に存在するC、B破砕帯は活断層である可能性が否定できないことを原告らは指摘しているが、被告は「知らないし争う」とするのみである。

上記の安全に直結する論点について、「不知」というのであれば、自らの原発が安全であるのか否かは知るよしもないという主張になるがそれは無責任きわまりないこととなる。他方で、「争う」ということであれば明確に反論が不可欠である。具体的な反論のないことは許されない。

4 冒頭にのべたとおり、既に提訴から2年が経過しようとしている。被告は



答弁書を提出した後、準備書面（１）～（１０）を提出している。しかしながら、大部の準備書面が提出してはいるが、その内容は一般的な説明等に終始し、原告らが原発の安全性に関し、このような具体的な危険性があると指摘している論点については、全く議論をかみ合わせようとしていない。被告の訴訟態度は、原発の安全性を真正面から議論しようとしていないとおおよそ見受けられない。それは、本意見書添付一覧表をみれば明らかである。

添付一覧表を見れば、これも又明らかなように、地震等の論点は準備書面で補充しているが、基本的な原発の危険性の主張は既に訴状で尽くされている。すなわち、２年が経過しようとしている現時点でも、被告は明確に主張、反論していない論点が多数存在するということである。

また、被告の認否を見ると、「知らないし争う」とするものがほとんどであるが問題である。自らが保有し稼働してきた原発で、近い将来再稼働を目指す原発についての危険性を指摘されて、その答弁の多くを「不知」ないし「争う」とすることは、自ら保有する原発についての危険性についての指摘事実については知らないとしつつ、原告らの法的な主張については争うという態度で、そのような訴訟態度こそ真摯に訴訟に向かおうとしていない証左である。

本訴は、福島第一原発事故の後、原発の安全性を正面から問うものであり、原発が安全であるとして再稼働を求めるのであれば、原発の保有者として、その安全性を原告らと裁判所に説明し、これを説得するべきは当然のことである。

福島第一原発事故は未だ収束していない。原発事故による甲状腺被害も増加している。一旦事故があれば生命身体の安全も確保できない事態は容易に想像され、その被害は、原告らにとどまらず、当裁判所の裁判官、書記官、事務官を含む滋賀の地及びその近隣に居住する住民の大多数に及ぶものである。

被告は、直ちに添付一覧表記載の各論点について主張し反論を尽くすべきである。

裁判所におかれましては、本意見書の趣旨をくみ取られ、被告が速やかに原告らが指摘する箇所について主張を尽くすように訴訟指揮されるとともに、被告が迅速になすべき主張反論をしないのであれば、速やかに終結の上、判決を言い渡されるよう、原告らとして強く求めるものであります。

以上